

Ⅱ 生徒の管理指導

13 生徒諸心得

序

那覇高校生としての誇りを胸に、学習・生活ともに責任ある行動をとることを旨とする。日々の学校生活において自律と自治の精神を大切にし、互いを尊重しながら充実した高校生活を実践していく。

(1) 一般心得

① 学業への誠実な取り組み

生徒としての本分を忘れず、学業に真剣に向き合い、主体的に学ぶ姿勢を持つ。学べる環境に感謝し、自己実現に向けて努力する。

② 礼儀・挨拶

礼儀・挨拶は社会生活の基本である。教職員・来訪者・地域の人々に対して、常に気持ちよい挨拶を心がけよう。

③ 言葉遣い

相手を傷つける言葉や誹謗中傷は、対面・オンライン（SNS・メッセージアプリ等）を問わず厳禁とする。常に相手を思いやる適切な言葉遣いに努めよう。

④ 時間の厳守・行動力

時間を守り、機敏に行動しよう。SHRは8時45分までに入室する。遅刻・欠課は段階的指導の対象となる。

⑤ 遅刻、欠課、欠席

遅刻・欠課・欠席の場合は事前に学校へ連絡する。無届の遅刻・欠課・欠席は段階的指導の対象となる（指導表参照）。入室許可証を受け取り、担任に提出する。

⑥ 規則の遵守

法律・内規・諸規定を遵守し、学校の秩序を守る。違反は指導の対象となり、行為の種類・回数に応じて段階的指導又は特別指導・懲戒指導を行う（7. 特別指導および懲戒指導に関する内規を参照）。

⑦ 制服・身なり

判断基準：「那覇高生として就職・進学面接に送り出せるか」

(冬季)ズボンタイプ：黒の学生服、校章ボタンを必ず着用する。

スカートタイプ：指定冬服、ネクタイを必ず着用する。

(夏季)ズボンタイプ：無地の半袖白ワイシャツ、裾はズボンに入れベルトが確認できるように着用する。

スカートタイプ：指定夏服、スカート丈は膝の中心をこえるものとする。

(頭髪等)カラーリング・ブリーチ・パーマ・アイロン・エクステ・ひげ等は指導対象とする。

(化粧等)口紅・カラコン・ピアス・マニキュア・つけまつげ・マスカラ・チーク・アイライナー・ファンデーション等は指導対象とする。

(入れ墨・タトゥー) 禁止。確認した場合は除去治療を保護者に求める。

⑧ スマートフォン・タブレット等の使用

ア 朝のSHR開始～帰りのSHR終了まで、スマートフォン・音楽機器等の使用禁止とする。電源を切り、目に触れない場所へ保管する。禁止時間帯での使用は職員の許可と立会のもとのみ可能とする。

イ タブレットはいつでも学習用具として使用可能とする。ただし娯楽用途の使用は指導対象とする。

ウ スマートフォンの無断使用・ゲーム等の娯楽・許可のないSNS投稿・他者への誹謗中傷は指導対象とする。

- エ 朝のSHR前・帰りのSHR後も、校内でのゲーム・SNS・娯楽用途での使用を禁ずる。
- オ 私物のスマートフォン・タブレット等の学校での充電を禁ずる。家庭でフル充電して登校すること。

⑨ 飲酒・喫煙・薬物

- ア 学校内外を問わず飲酒・喫煙は固く禁止する（アルコールテイスト飲料・電子タバコも同様）。
- イ 喫煙については禁煙外来の受診を促す。
- ウ 大麻・麻薬等の薬物は絶対に使用してはならない。
- エ 違反した場合は内規により停学等の懲戒指導の対象となる。

⑩ 暴力・懲戒・問題行動

- ア 暴力行為・いじめ（SNSでの誹謗中傷を含む）は絶対に禁止する。いかなる理由があっても許されない。
- イ 問題行動に対しては生徒支援委員会で審議し、職員会議を経て校長が懲戒処分を決定する。
- ウ 警察に補導・検挙された場合、保護者同伴のもと特別指導を行う。
- エ 問題行動の種別・回数に応じて第1～5段階の指導を実施する（7.特別指導および懲戒指導に関する内規を参照）。指導中は学校行事・部活動への参加は不可とする。

⑪ 身分証明証携帯・所持品・盗難防止

- ア 身分証明証は常時携帯し、求められた際は速やかに提示できるようにする。
- イ 所持品には学年・組・番号・氏名を記入し、紛失・拾得した際はHR担任に届け出る。
- ウ 学校に貴重品・多額な現金を持参しない。移動教室では貴重品を持ち歩き、教室には施錠する。盗難に遭った場合は速やかに担任に報告する。

(2) 校内での心得

① 登下校の心得

- ア 8時45分のSHRまでに登校し、授業の準備をする（遅れた場合は入室許可証が必要）。
- イ 下校時刻は原則として午後5時までとする。届出のある部活動等の総下校時刻は午後7時30分までとする。
- ウ 登下校は制服を着用する（体調不良等で体育着登校を申請できる）。
- エ 車両通学は禁止する。学校への送迎は保護者に限る。友人等による送迎は車両通学と見なす。

② 授業の心得

- ア 始業のチャイムで授業準備が整っている状態とし、始業・終業の号令で起立して礼を行う（SHR・集会等でも同様）。
- イ 授業は真剣かつ自発的に取り組む。
- ウ 授業中の私語・離席・学習用具の貸し借りは禁ずる。
- エ 授業開始後25分以上経過して入室した場合は、「欠課」とする。
- オ 担当教師の来室が遅れたときには、ホームルーム長・日番が連絡し、静かに自習をする。

③ 考査の心得

- ア 番号順に着席して私語を慎む。
- イ ノート、教科書等はすべてカバンの中か個人棚に収める。机の周囲に残さない。
- ウ 終業のチャイムで筆記をやめ、後席の生徒が答案用紙を集める。
- エ 不正行為（カンニング）：当該科目0点、以後別室受験。内規により停学等の懲戒指導の対象となる。試験監督は証拠品を取り上げ、受験を停止させ、生徒支援部に連絡する。

④ 毎日の学校生活（校内）

- ア 校外への外出は原則禁止とする。ただし、（緊急時は外出許可証の発行によって外出を認める）。弁当購入のための外出は昼食時のみ認める。

- イ 学校の許可なしに、集会・放送・出版・掲示・金銭の徴収等を行わない。
- ウ 公共物は大切に取扱い、破損した場合は届出て責任を明らかにする。落書きは禁止とする。
- エ 特別教室等への移動は静かに機敏に行動する。授業に支障のないようにする。
- オ 学習に不要なもの（トランプ・ゲーム機・漫画等）の持ち込み禁止とする。所持していた場合は指導対象とする。
- カ 学校内での貴重品・多額な現金の持参は不可とする。移動教室では貴重品を持ち歩き施錠する。

(3) 校外での心得

- ① 外出
夜間外出は、深夜徘徊にあたる午後10時から午前4時までを禁止とする。
- ② 登下校
交通道徳を正しく守る。オートバイ・乗用車等の車両通学は禁止とする（自転車通学は許可制とし、ステッカーの貼り付けを必須とする）。
- ③ 運転免許
就職・進学等で特に必要と認めた場合のみ取得可能とする。「運転免許取得願」を提出し、校長の許可を得て、自動車教習所への入校は長期休暇等を利用することとする。
- ④ アルバイト
原則禁止とする。家庭の経済事情等がある場合は、保護者連名で申請書を提出し、校長の承諾を得る。学業勤怠状況によっては許可取り消しもある。
- ⑤ 旅行・集会等
校外の旅行・集会等は保護者の承諾書と校長の許可を得ることとする。公衆道徳を守り、危険を伴う活動を避け、安全・安心に十分配慮する。
- ⑥ 不健全な場所への出入り禁止
不健全と判断される飲食店・娯楽場などへの出入りを固く禁止する。
- ⑦ 校外での交通事故・事件
事後、速やかに学校に届け出る。

(4) 付加・訂正

この生徒心得は、本校の教育目標及び生徒指導の手引きに基づき定めるものであり、学校側と生徒会が協議のうえ、必要に応じて付加・訂正することができる。また、社会情勢の変化や生徒・保護者・地域の意見を踏まえ、定期的に見直す。改定の手続きについては、生徒支援部が窓口となり、内規検討委員会の審議を経て、職員会議で決定する。本生徒心得は学校ホームページ等で公開し、生徒・保護者・地域の人々と共有する。

附則

- 1 この規程は平成13年3月21日に一部訂正する
- 2 この規程は平成23年3月22日に一部訂正する
- 3 この規程は令和3年4月1日に一部改訂する
- 4 この規定は令和8年5月1日に一部改訂する
- 5 この規定は令和8年6月19日に一部改訂する